

スポーツ事故の防止と事後処理について

北海道高等学校体育連盟が主催・共催する大会等（以下「高体連行事」という）における参加生徒の負傷・廃疾・死亡事故の未然防止と発生後の処理のすすめ方について基本的事項を定めるものである。

1 事故防止対策

(1) 日常の指導における事故防止

高体連行事へ参加をめざして、日常的に練習の指導をする場合、次の点に留意をすること。

ア 健康安全の自己管理について十分指導をするとともに、活動中における異常者の早期発見と適切な指導につとめること。

イ ルール違反、不まじめ、運動不適の服装、自信過剰、準備の不十分などが事故発生の原因になっていることが多いことから、参加の心構えについての指導を徹底すること。

ウ 種目の特性から予見される危険の程度に応じた防止対策を十分講じておくこと。

エ 事故の発生に備えて

(ア) 指導者として必要な初歩的救急法の知識と技術を身につけておくとともに担架等救急器材の準備とその位置を確認しておくこと。

(イ) 家庭や医療機関との連絡路を明確にしておくこと。

(ウ) 日本スポーツ振興センターや傷害保険等への加入をすすめること。

(2) 高体連行事における事故防止

高体連行事を企画、運営するに当たっては、次の点に留意をすること。

ア 事故防止委員会（仮）などを設け、専門的な立場から安全全般の検討、点検をすることが望ましい。

イ 競技会役員の中に安全監視係（仮）などを設け、競技規則で定められた安全に関する事項の監視に当たらせることが望ましい。

ウ 事故の発生に備えて、医務係の必置と、所要人員や器材の確保、救急医の確認、事故発生時の連絡方法など、救急措置にかかる準備体制を整えておくこと。

エ 参加をさせる選手に対しては、あらかじめ健康診断を受けさせるとともに父母の承諾を得るよう配慮すること。

2 主催・共催大会における事故発生時対策

(1) 事故が発生した場合、大会関係者は、次の点に留意をして、迅速かつ適切に対処すること。

ア 医務係および大会運営責任者（大会委員長または専門部長）は、状況に応じた救急処置を講ずるとともに、時機を失することなく専門医の診療を受けさせること。

イ 入院施療を要する場合は、速かに家庭、当該生徒在籍学校長（以下「当該学校長」という）に連絡をするとともに、大会関係者は、施療、手術等に立ち合い看護に当たるなど、誠意をもって対処すること。

ウ 重大事故（死亡若しくは重度の廃疾につながるおそれのある事故）報告連絡等の経路

(ア) 大会運営責任者は、事故の状況を正確に把握のうえ、高体連会長および当該学校長に速報するとともに、事故の施療の状況、容体の経過等についても随時報告をすること。

(イ) 当該学校長は所轄教育局長へ、高体連本部事務局は、道教育長と連絡を密にし、適切な処理をすすめること。

(ウ) 高体連支部の主催・共催大会における事故についても、上記に準じて取り扱うこと。

(2) 事故処理

ア 事故については、結果の状況に応じた誠意ある解決策を講ずるとともに、「主催大会参加者災害補償制度」に基づき処理をすすめること。

イ 事後処理

専門部長は、事故の状況および事後処理について、下記様式により道高体連会長あて文書をもって

報告をすること。

ウ 高体連支部の主催・共催大会における事故についても上記に準じて取り扱うこと。

3 そ の 他

(1) 主催・共催大会以外の高体連行事における事故の対応については、別に協議する。

記

「事後報告様式」

ア 競技会名

イ 主催・共催団体名

ウ 事故生徒氏名・性別・生年月日・所属校・学年

エ 事故発生日時・競技場の状況

オ 事故の状況（種類・程度）

カ 事故の経過

（ア）事故の状況（事故生徒の健康・経験の度合・その他）

（イ）事故発生時の状況

（ウ）事故後の処理

（エ）参考事項（安全に対する対策）

キ 専門部長若しくは大会委員長の意見

（ア）生徒の大会参加のさせ方について

（イ）大会運営上について

（ウ）総合的に

ク 専門医の所見

ケ その他参考事項

（大会開催要項・新聞報道記事等の必要資料添付のこと）

昭和 54 年 5 月 9 日 制 定
平成 18 年 2 月 17 日 一部改正